



国土交通省

《発表記者会：東北電力記者会、宮城県政記者会》

東北運輸局プレスリリース

平成29年3月10日
国土交通省東北運輸局

東北管内の船員の最低賃金が改正されました

東北運輸局長は、東北地方交通審議会（会長 宇部 文雄）より、「東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金」「東北海上旅客運送業最低賃金」「東北漁業（沖合底びき網）最低賃金」及び「東北漁業（大中型まき網）最低賃金」の改正に関する答申を受け、答申どおり改正することを決定し、本日、東北運輸局の管轄区域の船員に関する特定最低賃金を改正する旨の官報公示を行いました。

これにより上記4業種に関する最低賃金は、平成29年4月9日（日）から別添のとおり改正され、効力を発生することとなりましたので、お知らせいたします。

○船員の特定最低賃金について

海上労働の特殊性を考慮し、船員の特定最低賃金は、陸上勤務者の最低賃金とは別に定められており、船員の特定最低賃金に係る決定・改正・廃止については、国土交通省が管轄しております。

○船員の特定最低賃金の改正手続きについて

国土交通大臣権限に係る特定最低賃金の改正は交通政策審議会に、地方運輸局長権限に係る特定最低賃金の改正は各地方交通審議会に諮問し、当該審議会に設置される各業種ごとの最低賃金専門部会により調査審議された後、当該審議会からの答申を受けて、改正の決定が行われます。

がんばろう!東北



《問い合わせ先》

東北運輸局 海事振興部 船員労政課
澤村・佐々木

TEL 022-791-7525 FAX 022-299-8875

東北運輸局長権限の船員の特定最低賃金【効力発生日：平成29年4月9日(日)】

業 種 別	職 種 等		最低賃金額 (改正前の額)	引き上げ額 (増加率)
東北内航鋼船運航業 及び木船運航業	職 員	月 額	246,000円 (244,200円)	1,800円 (0.74%)
		月 額 (船舶職員養成施設のうち特定の 養成施設の課程を終了した後の 勤務期間が、当該課程ごとに定 める期間に満たない者)	229,550円 (227,750円)	1,800円 (0.79%)
	部 員	月 額 (海上経験3年以上)	186,800円 (185,000円)	1,800円 (0.97%)
		月 額 (海上経験3年未満)	177,650円 (175,850円)	1,800円 (1.02%)
東北海上旅客運送業	職 員	月 額	241,100円 (240,000円)	1,100円 (0.46%)
	部 員	月 額	179,250円 (178,250円)	1,000円 (0.56%)
東北漁業(沖合底びき網)	1人歩船員	月 額	199,400円 (198,200円)	1,200円 (0.61%)
東北漁業(大中型まき網)	1人歩船員	月 額	198,600円 (196,800円)	1,800円 (0.91%)
		月 額 (八戸地区の2そうまき)	184,900円 (183,100円)	1,800円 (0.98%)

○上記4業種に適用する使用者及び適用する船舶の範囲 (適用地域：東北運輸局管内)

- 東北内航鋼船運航業及び木船運航業
国内各港間のみを航海する船舶のうち、平水区域を航行区域とする鋼船、沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船、木船の船舶所有者
- 東北海上旅客運送業
旅客運送の用に供する船舶のうち、平水区域を航行区域とする船舶、沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶、沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶でその航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている船舶の船舶所有者
- 東北漁業(沖合底びき網)
沖合底びき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者
- 東北漁業(大中型まき網)
大中型まき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者